

[「日本再興戦略」改訂 2014](#) が 6 月 24 日に閣議決定されました。その中に大学改革についての記述があります。埼玉大学の今後の展開に大きく関係しますので、ここに一部を転載するとともに、学長としての解釈と考えを示します。

「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日） 53 頁

① 大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第 3 期中期目標期間（2016 年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、2015 年年央までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的・戦略的配分を行うルールを具体化する。あわせて、年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革を推進する。また、国立大学法人法施行後 10 年を過ぎた今、本年 6 月に成立した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律\*附則第 2 項を踏まえ、当該法の施行状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。このため、第 3 期中期目標期間が開始する 2016 年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進するとともに、大学による大胆な発想に基づく取組を後押しするための新たな仕組みを検討する。

あわせて、大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。

**\* 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について（概要） 文部科学省  
趣旨**

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

**概要**

**1. 学校教育法の改正**

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

**2. 国立大学法人法の改正**

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- 学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- 国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- 新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

**施行期日**

平成27年4月1日

**学長としての解釈と考え**

上掲の記述は「国立大学改革プラン」（2013年11月26日）の中で示されたことが明文化されたものと理解でき、その要点の一つは、**第3期中期目標期間における運営費交付金の配分が大学改革の実現状況に大きく影響されること**と言えます。したがって、埼玉大学においては、「国立大学改革プラン」に対応した改革を本学の状況に合った形で積極的に、かつ着実に進めることが重要になります。

その一つである**機能強化**については、これまでも何度も申し上げてきているとおり、学部の枠や学問の枠を越えた真の連携とシナジーによって、研究力と人材育成機能という大学としての基盤を強化し、埼玉大学は大学総体として**全国的教育研究拠点**を目指します。その上で、人間力と実践力を備えた力量ある教員養成等、地域のニーズに

応じた人材育成や、埼玉県の主導により今年度より始まった産学官連携事業である埼玉県先端産業創造プロジェクトへの参画等により、**地域活性化機関としての役割**をも埼玉大学は積極的に担っていきます。

二つ目は**年俸制・混合給与の導入**等の人事給与システムの改革です。埼玉大学では、この4月から、研究力強化に関連させて補助金で採用する任期付研究教員やリサーチアドミニストレーター等の特定有期雇用教職員に対して年俸制を導入しています。これを、いわゆる**承継教員の10%に適用**していくべく検討を重ね、対象者のカテゴリーを埼玉大学の機能強化推進の観点から選定する等とした、年俸制導入原案の概要を6月の全学運営会議にて提示しました。7月には全部局の教授会にて説明させて頂く予定です。

三つ目は**ガバナンス改革**です。これについては、6月に成立した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に対応させて、今後、学内規則の改正が必要になりますが、その際にしっかり議論したく思います。なお、現時点では、埼玉大学に適した運用方法があると考えています。つまり、埼玉大学ではこの1年半の間、機能強化構想を策定して具体化する等のために、学長をはじめとした大学執行部が、旧・戦略企画室、現・学長室において部局の執行部と密度の濃い議論を頻繁に行った上で、部局の教授会に出向いて説明と意見交換を行い、教授会の考え方も尊重しつつ、大学としての意志決定を迅速に行ってきました。小規模で、全部局が1キャンパスに集まるという特色を活かした埼玉大学ならではのガバナンスの一つの方向であって、私としてはこれを継続していきたいと考えています。

上掲の日本再興戦略改訂版では「地域」という言葉が今までになく多用されています。埼玉大学も地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、大学と産官の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施も考えていきたいと考えています。

学 長      山口 宏 樹